

令和3年12月27日召集

## 令和3年度12月定例総会議事録

新潟市南区農業委員会

# 新潟市南区農業委員会 令和3年度12月定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月27日(月) 午後1時51分から午後2時25分

2. 開催場所 南区役所分館 2階会議室

3. 出席委員(18人)

会長(議長)	4番	原	平一		
委員	1番	野内	健一	2番	羽入一則
	3番	伊勢亀	裕二	5番	塩原信子
	6番	知野	勉	7番	堤一郎
	8番	小林	裕	9番	平原大悟
	10番	帯瀬	和幸	11番	曾山茂
	12番	伊藤	隆	13番	阿部源一郎
	14番	高橋	潤一	15番	阿部信哉
	16番	齋藤	雅美智	17番	野澤秀子
	18番	田村	常一		

4. 欠席委員(1人) 19番 清水 昭

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員選出

第3 議事

議案 第50号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案 第51号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加議案

議案 第52号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画(案)について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

第4 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小沢 昌己

事務局次長 滝沢 秀樹

農地係長 岡田 明

農政振興係長 和田 友宏

## 7. 会議の概要

事務局長	<p>定刻より若干早いですが、委員の皆様、お集まりですのでこれより始めさせていただきます。</p> <p>19番 清水委員から欠席の連絡が来ております。それでは、会長からごあいさつを頂き、引き続き総会の議事の進行をお願いいたします。原会長お願いします。</p>
会 長	<p>&lt;あいさつ&gt;</p>
議 長	<p>ただ今から、12月定例総会を開会いたします。</p> <p>当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しておりますので、当総会は成立しております。議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしの声ですので、16番 齋藤委員、17番 野澤委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議案に入る前に、報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本日の議案に関係がありますので、他の案件に先立ち報告することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしとの声ですので、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>資料1、議案書3ページからになります。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、ご説明いたします。賃貸借を合意解約した旨の通知を受理したのは、白根地区11件、味方地区4件、月潟地区3件でございます。解約の理由は、それぞれ賃借人の変更や自作のため、農地売買などによるもので、6ページ16号については中間管理機構に移行するための解約で、議案第50号中間管理新規10号の関連案件になります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>これよりご質問をお受けしますが、ご発言に際しまして、挙手の上、議席番号とお名前を言うてから、ご発言いただくようお願いいたします。それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議 長

ご質問、ご意見はないようですので、議事日程に沿って進めます。

はじめに、議案第50号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局

議案第50号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

資料2-1、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。今回は新規の案件が利用権設定9件、売買9件、合計18件、利用権の更新が15件となります。申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。従いまして、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請するものです。

資料2-1、①一般案件の表紙をめくっていただいて、令和3年12月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。新規について、白根地区利用権設定、契約期間10年、件数5件、田、56,289㎡、畑、4,610㎡、所有権移転売買5件、田、14,214㎡、畑、4,443㎡、合計で件数10件、面積79,556㎡です。次に、味方地区利用権設定、契約期間3年、件数1件、田、9,552㎡、契約期間10年、件数3件、田、23,859㎡、畑、1,633㎡、所有権移転売買2件、田、3,600㎡、畑、1,089㎡、合計で件数6件、面積39,733㎡です。次に、月潟地区所有権移転、売買2件、田、5,014㎡です。続いて、次のページ、更新について、白根地区利用権設定、契約期間3年、件数1件、田、9,102㎡、契約期間10年、件数11件、田、129,599㎡、畑、1,632㎡、合計で件数12件、面積140,333㎡です。次に、味方地区利用権設定、契約期間3年、件数1件、田、5,730㎡です。次に、月潟地区利用権設定、契約期間10年、件数2件、田、10,270㎡、畑、1,021㎡です。一枚めくっていただいて、契約期間ごとの合計ですが、利用権設定の契約期間3年が3件、田で24,384㎡、契約期間10年が21件、田畑合計で228,913㎡、所有権移転が売買9件、田畑合計で28,360㎡、農地異動の合計は33件、面積281,657㎡となります。詳細につきましては、議案書の3枚目以降となります。一覧表の右上にカッコ書きでページ番号を記載しています。

新規の利用権設定については1ページ、2ページの1号から9号です。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法、10a当たりの借賃、支払い期限、契約の開始期、終期の期間が記載されています。

次に、利用権の更新については3ページから5ページの1号から15号です。記載項目につきましては新規の利用権設定と同様です。賃借期間の終期に合わせて、利用権の再設定をするものとなります。令和4年3月に期間が終了する契約について、令和3年10月に受け手、出し手の双方に終期、更新の通知書を送付しています。

次に、所有権移転の売買については6ページ、7ページの1号から9号です。農地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法、支払の総額と10a当たりの価格、支払期限、移転、引渡時期が記載されています。売買の申請案件につきましては、譲渡人と規模を拡大したい意向のある譲受人との相談の結果、話がまとまったものです。なお、申請案件1号、2号について、譲受人の経営面積があっせん基準面積の260aを下回っていますが、1号については住所地の三条市に経営状況証明を添付いただき、経営面積が4ヘクタール以上であることを確認しております。2号については畑の面積を水田面積に換算した場合に、経営面積が260a以上となることを確認しております。また、申請案件6号につきましては、2ページの新規の利用権設定8号と関連があります。こちらにつきましては、法人の構成員である方が農地を購入し、そのまま法人に農地を貸し付ける形となるため、同時に新規の利用権設定の申請が行われております。

次に、利用権の移転についてです。8ページをご覧ください。利用権の移転1件、筆数6筆、面積合計8,620㎡です。利用権を移転する農用地の地番、地目、面積、利用権の移転を受ける者、移転する者、所有権等を有する者、移転する利用権の内容、被移転人の経営内容、移転人の経営面積について記載しています。移転する利用権欄には権利・利用権の種類、利用権の内容、移転する利用権の開始期、終期、借賃、支払い方法が記載されています。

続いて、資料2-2、②農地中間管理事業関連の表紙をめくっていただいて、令和3年12月の利用権促進事業、農地中間管理事業地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、白根地区、契約期間10年、件数7件、田、57,579㎡、畑、737㎡です。次に、月潟地区、契約期間10年、件数6件、田、41,612㎡です。農地異動の合計は、件数13件、面積99,928㎡となります。詳細につきましては1枚めくっていただいて、1ページから3ページの1号から13号となります。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積については記載のとおりです。以上で説明を終わります。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

ここで、委員の関連案件がありますので、先議を行います。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員はその議事に参与することができないこととなっております。一般案件、4ページ更新8号及び9号の関係委員は退室をお願いします。

(11番 曾山委員 退室)

議 長

それでは、利用集積計画の一般案件、更新8号及び9号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がありませんので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、利用集積計画の一般案件、更新8号及び9号について、提案のとおり承認と決定いたします。関係委員に入室いただいでください。

(11番 曾山委員 入室)

議 長 それでは、先議した案件以外の議案第50号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がありませんので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、議案第50号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案のとおり承認と決定いたします。

次に、議案第51号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、追加議案第52号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、一括して提案いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事 務 局 資料1、議案書1ページをご覧ください。議案第51号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、ご説明いたします。白根地区1件でございます。白根地区1号の申請地は、田中の田1筆、畑4筆、面積が89.09㎡で転用目的が水道局発注の水道工事の作業ヤード敷地に一時転用するものです。1号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表1ページ2ページに記載のとおり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連坦している地域として、第3種農地に分類され、許可相当と判断しております。

続いて、議案書2ページをご覧ください。追加議案第52号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、ご説明いたします。白根地区3件、月潟地区1件でございます。白根地区1号から3号は、売買により所有権を移転するもの、次の月潟地区4号は、使用貸借権を再設定するものです。1号から4号、いずれの申請も、当日配布資料の3ページから6ページの農地法第

3条調査書のとおり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。なお、議案第51号、追加議案52号は、いずれの議案も調査委員会に付されております。以上で説明を終わります。

議長 つづきまして、調査委員会の調査結果について、第3調査委員長の11番 曾山委員から報告をお願いいたします。

第3調査委員長 去る、12月22日 午後2時から、第3調査委員会を開催しましたので、ご報告いたします。調査委員会に付託された案件は、農地法第5条許可申請が1件、農地法第3条許可申請が4件です。

資料1の議案書1ページ、農地法第5条許可申請の1号ですが、転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は、田中の田畑5筆、面積は89.09㎡になります。転用目的は水道工事の作業ヤード敷地です。転用者は、水道局発注の工事を請け負いましたが、工事を施工するための作業ヤードが必要になり、申請地を一時転用するため申請しました。申請地の農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連坦している地域に該当し、第3種農地に分類され、建設課とも協議済みで排水関係も問題ないことから、許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう、また、一時転用のため、工事終了後は農地に復元するよう指導しました。

続いて、2ページの追加議案、農地法第3条許可申請の1号です。申請地は、茨曾根の畑2筆、面積は499㎡で、農用地区域外です。契約内容は売買による所有権の移転で、申請内容は譲渡人が労力不足のため、譲受人が相手方の要望とのことです。

続いて、3条許可申請の2号です。申請地は、菱潟新田、平潟、沖新保の田24筆、面積は24,357㎡で、農用地区域内です。契約内容は売買による所有権の移転で、申請内容は譲渡人が労力不足のため、譲受人が近隣を耕作していて、申請地を購入し、経営規模の拡大を図るためとのことです。

続いて、3条許可申請の3号です。申請地は、中塩俵の田4筆、面積は4,807㎡で、農用地区域内です。契約内容は売買による所有権の移転で、申請内容は譲渡人が労力不足のため、譲受人が近隣を耕作していて、申請地を購入し、経営規模の拡大を図るためとのことです。

続いて、3条許可申請の4号です。申請地は、上曲通、下曲通の田畑15筆、面積は12,244㎡で、農用地区域内及び区域外です。契約内容は使用貸借権の再設定で、申請内容は譲渡人が経営移譲年金を継続受給するため、後継者との間で権利を設定するためとのことです。

なお、1号から4号は、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことを確認しております。以上で、第3調査委員会の報告を終わります。

議長 事務局からの説明と調査委員長の報告が終わりました。

それでは、議案第51号及び追加議案52号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、議案第51号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、議案第51号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

つきまして、追加議案第52号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、追加議案第52号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可することに異議なしと決定いたします。

次に、報告事項に入ります。一括して事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 新潟市農用地利用配分計画(案)について説明します。こちらについては、農地中間管理機構から受け手の耕作者への賃借に関する内容となります。資料3の新潟市農用地利用配分計画(案)をご覧ください。1枚めくっていただいて、令和3年12月の地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、白根地区、契約期間10年、件数7件、田、57,579㎡、畑、737㎡です。次に、月潟地区、契約期間10年、件数6件、田、41,612㎡です。農地異動の合計は、件数13件、面積99,928㎡となります。詳細につきましては、1枚めくっていただいて、1ページから3ページの1号から13号となります。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積については記載のとおりです。このほか、中間管理権の移転が2件ありました。詳細につきましては4ページのとおりとなります。

続きまして、資料1、議案書8ページ、9ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、ご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区9件、味方地区1件、月潟地区2件の計12件でございます。相続等によって農地の所有権を取得したとき、適正に農地として利用されるよう、届出が義務づけられたものです。今回、斡旋の希望はありませんでした。以上で、報告を終わります。



議 長 事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問はありませんか。

10番 帯瀬委員 10番 帯瀬です。農地中間管理事業の集積計画、配分計画(案)について、一般案件とは開始期が異なるわけだが、総会前後に関係者が亡くなった場合の取り扱いはどうなるのか。

議 長 事務局、お願いします。

事務局 総会の前か後か、公告の前か後かなど、発生、判明の時期によって対応が異なります。一般的には亡くなったのが総会前であれば取下げ、総会後で公告前であれば取消しが必要と考えられます。公告後に亡くなった場合には、効力が発生しているため相続人が権利を引き継ぐ形となります。

議 長 帯瀬委員、よろしいでしょうか。

10番 帯瀬委員 はい。

議 長 その他、ご質問はありませんか。

(質問なし)

議 長 ご質問がないようですので、報告事項は承認されました。その他、委員の皆さまから何かございますでしょうか。

(特になし)

議 長 ないようですので、本日の議事として提案いたしました議案及び報告事項については終了いたします。以上で12月定例総会を閉会いたします。  
事務局から連絡事項をお願いします。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 原 平 一

署名委員 齋 藤 雅美智

署名委員 野 澤 秀 子